手話言語条例（案）

	素　　案	案　１	案　２	案　３
前文	人は、言語を用いてお互いの感情を理解し、思想、意思などを伝えている。手話は音声言語とは異なる言語であり、聞こえない、聞き取りにくい方々が、物事を考え会話をする方法として独自に発展した言語である。障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語として位置づけられ、手話を含む意思疎通の方法を選択する機会が保障されたことに伴い、地域社会の中で手話によるコミュニケーションや情報共有できるよう環境を整えることは、市の責務である。 ここに、手話を言語として認知し、市民に手話への理解が広まり、誰もが互いにコミュニケーションができる西脇市を目指し、この条例を制定する。	人は、言語を用いてお互いの思いや感情などを伝えている。手話は手指や体の動き、表情などを使って、概念や意思を視覚的に表現する言語であり、ろう者が物事を考え、お互いの気持ちを分かり合うため、また、知識や文化を築くために必要な言語として大切に育まれ受け継がれてきた。しかし、手話が言語として認知されず、ろう学校では手話が禁止された歴史がある。そのためろう者は必要な知識や十分な情報が得られず意思疎通が困難で地域や職場で孤立しがちな生活を営んできた。また、健聴者もろう者や手話のことなどを理解する機会が少なかった。 このような中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語として位置づけられたことに伴い、地域社会の中で手話によるコミュニケーションや情報共有できるよう環境を整えることは、市の責務である。 　ここに、手話を言語として認知し、市民に手話への理解が広まり、誰もが互いにコミュニケーションができる西脇市を目指し、この条例を制定する。	手話は音声言語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情を用いて視覚的に表現をする言語である。ろう者は、手話で物事を考え意思疎通を図り、互いの気持ちを理解し合い、知識を蓄え大切に受け継いできた。 しかし、これまで手話は言語として認められなかったため、差別や偏見が生じ、ろう者は不便や不安の中で耐えながら生活してきた。 こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、言語として位置づけられた。手話を地域社会の中で市民が使いやすい環境を整えることは、市の責務である。 ここに、西脇市は手話を言語として認知し、手話への理解が広まり、市民が助け合い、支え合う社会を目指し、この条例を制定する。	手話は手指や体の動き、表情などを使って、概念や意思を視覚的に表現する言語です。手話は、ろう者が物事を考え、気持ちを伝えるために必要な言語として大切に育まれ受け継がれてきました。しかし、ろう教育において手話が禁止され、ろう者は長い間、必要な知識や十分な情報が得られず、今も地域や職場で孤立しがちな生活を営んでいます。 このろう者とともに発展し継承された手話が、障害者の権利に関する条約（平成２６年条約第１号）や障害者基本法（昭和45年法律第８４号）において、言語として明記されたが、未だ地域に浸透しておらず、手話を利用できる環境が整っていない現状です。 ここに、手話を言語として認め、コミュニケーションの一つの手法として活用し、誰もが互いに理解しあえる共生のまちづくりをめざして、この条例を制定します。
（目的）	この条例は、市民に手話の理解の推進を図ることにより、地域において手話の使いやすい環境を構築することで、手話を利用する人が、地域で孤立することなく、社会参加をし、こころ豊かに暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、手話は言語であるという認識に基づき、手話の普及に関する方針を定め、市の責務と市民の役割を明らかにすることで、手話を必要とする市民が自立した生活を営み、社会参加ができる地域社会を実現することを目的とする。	この条例は、手話は言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、ろう者が地域で孤立することなく、社会参加をし、こころ豊かに暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、手話に対する理解の推進と手話の普及に関しての基本理念を定め、市の責務と市民の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策に関する基本事項を定めることにより、すべての市民が自立した生活を営み、社会参加ができる地域社会を実現することを目的とする。
（基本理念）	全ての人があらゆる人権及び基本的自由を保障されることを基本とし、手話による意思疎通がその権利として尊重されなければならない。	手話を必要とする人たちへの理解の促進及び手話の普及に対する取組みは、ろう者が手話を言語として意思疎通を図る権利のもと、手話を通じて全ての市民が互いに人格を尊重し合うことを基本理念として行わなければならない。	手話を必要とする人たちへの理解の促進及び手話の普及への取組みは、ろう者が手話を言語としてコミュニケーションを図る権利を有し、手話を通じて全ての市民が互いに人格を尊重し合うことを基本理念として行わなければならない。	手話に対する理解の促進及び手話の普及に対する取組みは、手話を言語として意思疎通を図る権利のもと、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の全ての市民が互いに人格を尊重し合うことを基本理念として行わなければならない。
（市の責務）	市は、市民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進するものとする。	市は、市民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境を整備するための施策を推進するものとする。	市は、基本理念に基づき、ろう者の日常生活における自立及び社会参加を促進する合理的な配慮を行い、手話を使いやすい環境にするための施策を実施するものとする。	市は、市民、事業者等に手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境をつくり、ろう者等の人たちの日常生活における自立及び社会参加を促進するための施策を実施する。

（市民の役割）	市民は、手話への理解を深め、市が推進する施策に協力するように努めるものとする。	市民は、手話への理解を深め、市が推進する施策に協力するように努めるものとする。	市民は、基本理念への理解を深め、市が推進する施策に協力するように努めるものとする。	市民は、手話への理解を深め、市が推進する施策に協力するように努めるものとする。
（事業者の役割）			事業者は、基本理念への理解を深め手話を必要とする人が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。	
（施策の方針と策定）	市は、施策を推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を策定するものとする。 ２　施策の推進方針及び実施状況は、西脇市障害者地域支援協議会の審議をうけなければならない。 ３　施策の推進方針は、市が別に定める障害者に関する計画と調和が保たれなければならない。 ４　施策の推進方針においては、次の事項を定めるものとする。 ⑴　手話の理解及び普及に関する事項 ⑵　手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項 ⑶　手話通訳者の配置及び派遣等意思疎通支援に関する事項 ⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。	市は、施策を推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を策定するものとする。 ２　施策の推進方針は、市が別に定める障害者に関する計画と調和が保たれなければならない。 ３　施策の推進方針においては、次の事項を定めるものとする。 ⑴　手話の理解及び普及に関する事項 ⑵　手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項、手話に接する機会の提供。 ⑶　手話通訳者の配置及び派遣等意思疎通支援に関する事項 ⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。	市は、施策を推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を策定するものとする。 ２　施策の推進方針及び実施状況は、西脇市障害者地域支援協議会の審議をうけなければならない。 ３　施策の推進方針は、市が別に定める障害者に関する計画と調和が保たれなければならない。 ４　施策の推進方針においては、次の事項を定めるものとする。 ⑴　手話の理解及び普及に関する事項 ⑵　手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項 ⑶　手話通訳者の配置及び派遣等意思疎通支援に関する事項 ⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。	市は、施策を推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を策定するものとする。 ２　施策の推進方針及び実施状況は、当事者を含む関係者の意見を聴集し作成するものとし、西脇市障害者地域支援協議会の審議をうけなければならない。 ３　施策の推進方針は、市が別に定める障害者に関する計画と調和が保たれなければならない。 ４　施策の推進方針においては、次の事項を定めるものとする。 ⑴　手話の理解及び普及に関する事項 ⑵　手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項、 ⑶　手話に接する機会の提供。 ⑷　手話通訳者の配置及び派遣等意思疎通支援に関する事項 ⑸　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。
（推進会議）		施策の推進方針の策定または変更をする場合において、ろう者等から意見を聴取するため、ろう者、意思疎通支援者、公募市民等が参画する西脇市手話施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。 ２　推進会議の組織および運営については、市長が別に定める。		
（財政上の措置）	市は手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。	市は手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。	市は手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。	市は手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
（委任）	この条例に関し、必要な事項は、市長が別に定める。	この条例に関し、必要な事項は、市長が別に定める。	この条例に関し、必要な事項は、市長が別に定める。	この条例に関し、必要な事項は、市長が別に定める。